

令和7年2月20日
日本貸金業協会
相談・紛争解決委員会

加入貸金業者の義務の不履行の事実の公表について

日本貸金業協会 相談・紛争解決委員会（委員長：木澤克之）は、紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項第4条第1項、及び紛争解決等業務に関する規則第33条第2項、同細則第13条に基づき、下記の加入貸金業者につき、手続実施基本契約上の義務の不履行の事実を公表いたします。

記

1. 対象加入貸金業者

株式会社アコール

登録番号：愛知県知事（4）第04202号

2. 不履行の事実

手続実施基本契約締結後、令和6年度分（令和6年7月1日～令和6年9月30日分）、及び令和7年度分の負担金（令和6年10月1日～令和7年9月30日分）の支払義務を怠った。

※手続実施基本契約条項第1条第1項、紛争解決等業務に関する規則第112条、同細則第55条

以上